

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理 に関する政令の概要

1 趣旨

現行合併特例法の有効期限を 10 年間延長する「市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴い、関係政令の規定の整理を行う。

2 内容

① 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二号）の一部改正

同令第 7 条第 1 項第 2 号において、市町村の合併が現行合併特例法の有効期限である平成 32 年（令和 2 年）3 月 31 日までに行われた場合、教職員定数の算定に関する特例を適用するものとされているところ、現行合併特例法の有効期限が 10 年間延長されることに伴い、市町村の合併が改正後の合併特例法の有効期限である令和 12 年 3 月 31 日までに行われた場合に同特例を適用することとする。

② その他、関係政令について、所要の規定の整理を行う。

3 施行期日 公布日

※ 「市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律」と同日施行